

重無期刑の創設及び死刑に処する裁判の評決の特例等に関する法律案要綱（案）

第一 趣旨

この法律は、重無期刑の創設、死刑に処する裁判の評決の特例、死刑制度に関する事項について調査を行う死刑制度調査会の設置及び死刑の執行の停止等について定めるものとする。 （第一条関係）

第二 重無期刑の創設に係る刑法等の一部改正

一 刑法等の一部改正

1 懲役及び禁錮は、重無期、無期及び有期とすること。 （刑法第十二条第一項及び第十三条第一項関係）

2 重無期の懲役又は禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を三十年とすること。 （刑法第十四条第一項関係）

3 重無期刑については、仮釈放に係る規定を設けないこと。 （刑法第二十八条第一項関係）

4 重無期の懲役又は禁錮についての刑の時効の期間は、四十年とすること。 （刑法第三十二条第一号

関係）

5 ①から⑯までの罪について、その法定刑に重無期刑を加えること。

- ① 内乱罪（首謀者）（刑法第七十七条第一項第一号関係）
- ② 外患誘致罪（刑法第八十一条関係）
- ③ 外患援助罪（刑法第八十二条関係）
- ④ 現住建造物等放火罪（刑法第八十条関係）※
- ⑤ 現住建造物等浸害罪（刑法第一百九十九条関係）
- ⑥ 汽車転覆等致死罪（刑法第二百二十六条第三項関係）※
- ⑦ 水道毒物等混入致死罪（刑法第四百四十六条関係）
- ⑧ 殺人罪（刑法第九十九条関係）※
- ⑨ 強盗致死罪（刑法第二百四十条関係）
- ⑩ 強盗強姦致死罪（刑法第二百四十一条関係）
- ⑪ 爆発物不法使用罪（爆発物取締罰則第一条関係）
- ⑫ 航空機強取等致死罪（航空機の強取等の処罰に関する法律第二条関係）

⑬ 航空機を墜落させ人を死亡させる罪（航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第二条

第三項関係）

⑭ 人質殺害罪（人質による強要行為等の処罰に関する法律第四条第一項関係）

⑮ 組織的な殺人罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条第一項第七号関

係）※

⑯ 海賊行為により人を死亡させる罪（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第四条第

一項関係）

※ 刑法第一百七十七条第一項及び第二百二十七条、決闘罪に関する件第三条並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条第二項の罪についても、法定刑に重無期刑が加わる。

二 刑事訴訟法の一部改正

1 人を死亡させた罪であつて重無期の懲役又は禁錮に当たるものの公訴時効の期間は、四十年とすること。（刑事訴訟法第二百五十条第一項関係）

2 人を死亡させた罪以外の罪であつて重無期の懲役又は禁錮に当たるものの公訴時効の期間は、二十

年とすること。(刑事訴訟法第二百五十条第二項関係)

3 控訴裁判所及び上告裁判所は、死刑に処する旨の判決を自判することができないものとする事。

(刑事訴訟法第四百条ただし書及び第四百十三條ただし書関係)

三 少年法の一部改正

罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、重無期刑をもつて処断すべきときは無期刑又は十年以上十五年以下の有期刑を科するものとする事。(少年法第五十一条第二項関係)

四 恩赦法の一部改正

1 死刑又は重無期刑若しくは無期刑の言渡しを受けた者による上申

死刑又は重無期刑若しくは無期刑の言渡しを受けた者は、刑の言渡しの後、死刑にあつてはいつで

も、重無期刑にあつては十五年、無期刑にあつては十年を経過した後、中央更生保護審査会に、特赦、

減刑又は刑の執行の免除の上申をすることができるとすること。ただし、重無期刑及び無期刑に

係る上申にあつては、中央更生保護審査会は、本人の願により、期間の短縮を許可することができる

ものとする事。(恩赦法第十二条の四第一項及び第二項関係)

2 刑事施設の長等による上申

現在恩赦法施行規則に規定されている刑事施設の長等による上申及び本人の出願について、恩赦法に規定を整備すること。(恩赦法第十二条の三第一項から第三項まで及び第十二条の五関係)

3 上申が理由のないときの通知

中央更生保護審査会は、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の上申が理由のないときは、上申をした者にその旨を通知しなければならない。その通知を受けた刑事施設の長等は、出願者にその旨を通知しなければならないものとする。 (恩赦法第十二条の七関係)

4 その他

その他、上申及び出願について、規定を整備すること。(恩赦法第十二条の二、第十二条の三第四項及び第五項、第十二条の四第三項並びに第十二条の六関係)

第三 死刑に処する裁判の評決の特例に係る裁判所法等の一部改正

一 裁判所法の一部改正

1 裁判における死刑に処する旨の刑の量定は、全員一致の意見によるものとする。 (裁判所法第

七十七條第三項關係)

2 裁判における刑の量定について死刑に処すべき旨の意見が過半数の意見である場合であつて、1により死刑に処する旨の刑の量定をすることができないときは、重無期刑に処すべき旨の意見が過半数の意見であるものとみなして裁判をするものとする。 (裁判所法第七十七條第四項關係)

3 死刑に処する旨の判決に対して控訴の申立てがなされた場合におけるその刑の量定が不当であるかどうかについての控訴審における判断、死刑に処する旨の原判決の刑の量定が著しく不当であることにより原判決を破棄すべきかどうかについての上告審における判断等について意見が分かれたときは、それぞれ、刑の量定が不当である旨の意見、原判決を破棄すべき旨の意見等によるものとする。

(裁判所法第七十七條第五項關係)

二 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正

裁判員の関与する判断のための評議における刑の量定について、一の1及び2と同様の規定を設けること。(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十七條第三項及び第四項關係)

第四 死刑制度調査会

一 設置

死刑制度の存廃その他の死刑制度に関する事項について調査を行うため、平成二十七年三月三十一日までの間、各議院に死刑制度調査会を設けるものとする。 (第十四条関係)

二 報告書

死刑制度調査会は、一の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、これを各議院の議長に提出するものとする。 (第十五条関係)

三 委任

一及び二に定めるもののほか、死刑制度調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定めるものとする。 (第十六条関係)

第五 死刑の執行の停止

平成二十八年三月三十一日までの間は、刑事訴訟法第四百七十五条から第四百七十九条までの規定にかかわらず、死刑を執行しないものとする。 (第十七条関係)

第六 施行期日等

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成二十四年四月一日から施行すること。ただし、第五は、公布の日から施行すること。

二 罰則に関する経過措置等（附則第二条関係）

1 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

2 第三による改正後の裁判所法及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の全員一致に係る規定等は、この法律の施行後にした行為に係る裁判について適用することとするほか、この法律の施行前にした行為に係る裁判（この法律の施行の際現に係属している事件に係るもの及びこの法律の施行前に判決が確定した事件であつてこの法律の施行後に再審開始の決定が確定したものに係るものを除く。3において同じ。）についても適用すること。

3 この法律の施行前にした行為に係る裁判について全員一致に係る規定により死刑に処する旨の刑の量定ができないときに該当する場合は、1にかかわらず、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についても、改正後の法律の規定を適用すること。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。